

山形県中央会地域力連携拠点で 経営個別相談会を開催致します!

中小企業にとっては厳しい経営環境が続いており、このような中、組合や組合員企業の経営においては、多くの問題や課題を抱えている状況にあり、解決の一助とすべく、本会ではこのたび下記の日程で標記個別相談会を開催することに致しました。

組合や組合員企業の問題や課題のヒントを得ていただきたく開催いたしますので、是非この機会を活用いただきますよう申し上げます。組合員企業にもご周知していただければと思います。また、相談をお受けになり、継続指導が必要な場合は、山形県中央会地域力連携拠点で対応いたします。

なお、相談いただく場合には、事前に本会までお申込みいただきますようお願い申し上げます。

料 金
無 料

日 時

開催日 平成20年12月12日(金)

- ① 9時00分～10時30分
- ② 10時30分～12時00分
- ③ 13時00分～15時00分

時 間

開催日 平成21年1月16日(金)

- ① 9時00分～10時30分
- ② 10時30分～12時00分
- ③ 13時00分～15時00分

時 間

場 所

山形県中小企業団体中央会 相談室

山形市城南町1-1-1 霞城セントラル14階

講 師

中小企業診断士

申込先

山形県中小企業団体中央会 支援部

電話 023-647-0360

燃料サーチャージをご理解ください。

国土交通省は平成20年3月トラック運送業における燃料サーチャージ緊急ガイドラインを策定し、導入を強力に推進しています。

燃料サーチャージとは、燃料価格の上昇・下落によるコストの増減分を別建て運賃として設定する制度です。現状の燃料価格が基準とする燃料価格より一定額以上、上昇した場合に、上昇の幅に応じて燃料サーチャージを設定又は増額改定して適用します。一方、燃料サーチャージ設定時点より下落した場合には、その下落幅に応じて減額改定し、また、燃料価格が沈静化した場合にはこれを廃止致します。

燃料サーチャージ制を導入する必要性

軽油価格高騰に対し運賃転嫁が困難

- 石油価格高騰により大幅なコスト増
- 荷主に対する運賃交渉力が弱いため運賃転嫁が進まない

運賃收受等取引の適正化が不可欠

- H16.4～独占禁止法（物流特殊指定）・下請法の適用
- 運賃の「買いたたき」等不適正取引の是正

中小企業の成長力底上げ

- 我が国の経済成長を持続可能なものとするため、トラック運送業のような中小企業の成長力底上げが急務



詳しくは、国土交通省のホームページをご覧ください。
http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk4_000004.html

山形県